

○経済産業省令第五十六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イ及び第四号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成八年通商産業省令第十六号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年八月二十七日

経済産業大臣 名

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省

令

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成八年通商産業省令第十六号）の一部を次のように改正する。

本文中「第三号イ」の下に「及び第四号イ」を加える。

附 則

この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。